

令和3年第1回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和3年1月20日 午前10時00分

閉会 令和3年1月20日 午前11時00分

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
水谷 文和	野村 君枝		

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第1号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙3件
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙10件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙6件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件	別紙3件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙3件
報告第4号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙1件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和3年第1回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は3番委員と7番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。議案第1号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号1番案件について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

申請地は沓掛町徳田池下1の1筆です。登記地目、現況地目は田、面積は2,568㎡です。

譲受理由は農業経営規模拡大を図るため、譲渡理由は高齢により、耕作が困難なためになります。

譲受人は愛知県農業大学校を卒業後、豊明市内のブルーベリー農場で研修を受け、長久手市にてブルーベリー栽培を開始しております。農業経営規模拡大のため、新たな農地の購入を検討するのにあたり、研修先であり、同じブルーベリー栽培農家との交流を深めるため、豊明市内での農地を検討し、今回の申請に至りました。

事務局で1月12日に現地確認をしたところ、申請地は雑草が繁茂していましたが、草刈りによりいつでも耕作できる状態です。

譲受人の他の耕作農地については長久手市に3筆あります。長久手市神明の2筆はブルーベリーが作付けされており、長久手市小深の1筆は土づくり中であることを確認しました。

遠方になりますので、事務局で現地確認を行い、担当地区委員の皆様には、写真にてご確認いただいております。

以上のとおり耕作、管理されており、営農計画書の提出もあり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について許可相当であると判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の2番委員の意見を求めます。

- 2番委員 1月8日に10番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。申請地は雑草が繁茂しておりますが、草刈りにより耕作を開始することは可能な状態です。他の所有農地については現地写真にて適正に管理されていることを確認しており、事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく地区担当委員の10番委員の意見を求めます。
- 10番委員 2番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員3番委員の意見を求めます。
- 最3番委員 2番委員、10番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 1番委員 営農計画書によると、今後はブルーベリー作付け予定とありますが、申請地は田なので、田畑転換が必要ではないでしょうか。
- 事務局 盛土、掘削などを行う場合は、農地法第3条の許可後に農地改良の届け出をしていただく必要がある旨、譲受人には伝えてあります。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第1号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第1号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第1号2番案件ですが、3番案件と関連がございますので、2番案件と3番案件を一括で上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第1号2番案件、3番案件について説明します。
- 2番案件の申請地は栄町舟田222番です。登記地目、現況地目はともに田、面積は719㎡です。
- 譲受理由は転用により減少した農地の代替地を確保するため、譲渡理由は高齢により耕作が困難なためです。

3番案件の申請地は栄町舟田9番です。登記地目、現況地目はともに田、面積は921㎡です。

譲受理由は農業経営を引き継ぐため、譲渡理由は農業経営を継承するためです。世帯内贈与になります。

事務局で1月15日に現地確認をしました。2番案件の申請地は農地改良届が提出されており現在、工事中です。3番案件の申請地は水稲刈取後の状態でした。

譲受人の他の所有農地につきまして、栄町小松林の4筆、栄町元屋敷の1筆、栄町神田の6筆はすべて水稲刈取後の状態です。

栄町舟田の2筆は農地改良が行われている場所で、現状はまだ工事中です。営農計画書によると今後は水稲作付けの計画になっております。

栄町神田の2筆は鉄塔の移設工事に伴う一時転用の事業計画書が提出されております。

阿野町小島の1筆は保全管理状態、栄町裏畑の3筆は大根、ネギ等が、阿野町大高道の3筆はミカン、えんどう豆等が作付けされておりました。

以上のとおり耕作、管理されており、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について許可相当であると判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 1月9日に3番委員と農地利用最適化推進委員と事務局職員で現地確認を行いました。申請地並びに他の所有農地について適正に管理されており、事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長 同じく地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 申請地が現在、農地改良の工事中とのことですので、申請地の今後の耕作については自己責任でお願いします。

また、営農計画書では、先日の農地転用許可申請のあった農地が含まれていますので、農家台帳に合わせた表記に訂正していただきたいです。

以上を条件に申請については9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

事務局 申請者に営農計画書の訂正をしていただき、それをもって許可書をお渡しすることとします。

議長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

- 最1番委員 9番委員、3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第1号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第1号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第1号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第1号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第2号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。
- 法人の新規申請が9件、個人の新規申請が1件の合計10件です。
- 法人の申請地は新田町城西外、合計14筆です。貸付期間はすべて2年間で賃貸借権設定申請です。個人の新規申請の申請地は沓掛町広坪の1筆です。貸付期間は1年間で賃貸借権設定申請です。
- なお、個人の申請者は新規就農者になります。昨年10月から複数回相談を重ねておりまして、事務局としては新規就農者として認定しております。
- この方はこれまで市外の農業法人にて営農に従事しておりましたが、新たに豊明市で農地を借りたうえで営農を行いたいとのことで申請に至りました。
- 営農計画は、コンテナ内での菌床椎茸栽培です。事業撤退の際に、土地返却時後の栽培用コンテナの撤去費用が心配されることから、資金証明を求めておりました。今回、資金証明の確認が取れたことから申請を行いました。
- なお、申請地には納期の関係上、既に栽培用コンテナが4台設置されております。
- 以上こちらのご審議をお願いします。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。
- 3番委員 栽培用コンテナは今後増える予定はありますか。また、空調設備は設置しますか。

事務局 これ以上増える予定はないとのこと。空調設備についてはあるように思われます。

議 長 他の委員の意見を求めます。

1番委員 今回は既に栽培用コンテナを設置してしまっているが、本来は農業委員会の許可後に設置するのが正しい手順なんですよ。

事務局 その通りです。

議 長 他の委員の意見を求めます。

 異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。

 挙手多数

議 長 議案第2号は可決いたします。

 引き続きまして、報告第1号、第2号、第3号、第4号について報告願います。

事務局 報告第1号、第2号、第3号、第4号について説明

議 長 以上のおお、報告第1号、第2号、第3号、第4号は専決事項として事務局で受理しています。

 その他今後の予定について協議

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に午前11時）。